

「認定の基準」についての指針
- 電気電子製品環境試験 -

JAB RL362-2008

制定日：2008年5月1日

財団法人日本適合性認定協会

「認定の基準」についての指針 - 電気電子製品環境試験 -

1. 適用範囲

この指針は、JIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に適合した試験所（試験事業者を含む 以下「試験所」と言う）であって、恒温・恒湿槽を用いた温度試験又は湿度試験を行う試験所を JAB が認定審査する際に適用する。

2. 恒温・恒湿槽を用いた温度試験又は湿度試験の規格の解釈

2.1 温度試験

恒温槽が空の状態では槽内の供試品を置く全ての場所において試験規格に定められた温度範囲(例：JIS C 60068-2-2に定められた設定温度 ± 2)内であればならない。

2.2 湿度試験

試験規格に定められた湿度範囲(例：JIS C 60068-2-78に定められた設定湿度 $\pm 3\%$ RH)は、恒湿槽が空の状態では槽内の供試品を置く場所のうち試験所が定める一点において達成されていなければならない。